

庄内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

令和8年2月4日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(庄内広域水道企業団情報公開条例の規定により開示することとされている情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、庄内広域水道企業団情報公開条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第4号)第7条第2号ウに規定する情報のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名に関する情報(公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。)(法第78条第1項各号(第2号を除く。))に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第4条 企業団の機関(企業長及び監査委員をいう。以下同じ。)は、開示請求があった日から15日以内に開示決定等をしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、企業団の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、企業団の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、企業団の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、企業団の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により条例で定める額は、零円とする。

- 2 写しの交付によって保有個人情報の開示を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市個人情報保護法施行条例(令和4年鶴岡市条例第20号)(水道事業に係る部分に限る。)、酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年酒田市条例第30号)(水道事業に係る部分に限る。)又は庄内町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年庄内町条例第5号)(水道事業に係る部分に限る。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。